

沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

沖縄県産業廃棄物税条例（平成17年沖縄県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「第15条第4項」を「第15条の2の2」に、「第15条の2」を「第15条の2の3」に改める。

附則第5項中「平成27年度」を「平成32年度」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成27年11月25日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

平成32年度を目途として、条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、条例の規定について検討を加えることとする等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。